



かしはら

奈良県橿原市

# 移住支援金

橿原市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、奈良県と共同して行う移住支援事業です。

支給額

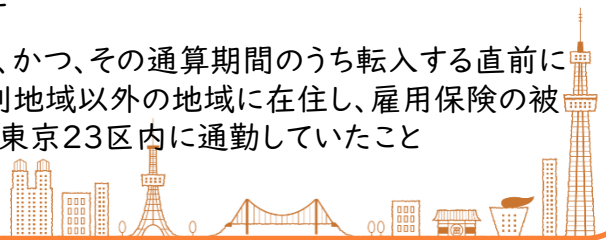
単身で移住：60万円 家族で移住：100万円

① 移住元に関する要件

次に掲げる①または②のいずれかに該当すること

- ① 橿原市に転入する直前の10年間で通算5年以上、かつ、その通算期間のうち転入する直前に連続して1年以上、東京23区内に在住していたこと
- ② 橿原市に転入する直前の10年間で通算5年以上、かつ、その通算期間のうち転入する直前に連続して1年以上、東京圏(※1)のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は法人経営者若しくは個人事業主として東京23区内に通勤していたこと

(※1) 東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県



② 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること

- ① 移住支援金の申請時において、橿原市に転入後1年以内であること
- ② 橿原市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること
- ③ 申請者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと
- ④ 過去10年以内に申請者を含む世帯員として、いずれの地方自治体からも移住支援金を受給していないこと
- ⑤ 市税(申請日において、橿原市及び移住元の市区町村が賦課する市区町村税)を納める義務のある申請者の場合、市税を滞納していないこと

※裏面にも要件の記載があります

お問合せ先

橿原市役所 地域振興課

〒634-8586 奈良県橿原市八木町1-1-18  
TEL:0744-21-1117 FAX:0744-47-2641  
Mail:chiikishinko@city.kashihara.nara.jp

詳しい要件・  
提出書類は  
こちら



# ①移住元に関する要件、②移住先に関する要件を満たし、かつ下記③～⑦のいずれかの要件を満たすこと



## ③ 就業に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること

- ①勤務地が奈良県内に所在すること
- ②マッチングサイトに掲載している移住支援金対象求人による就業であること
- ③申請者の3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと
- ④週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること
- ⑤②の求人への応募日がマッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること
- ⑥当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること
- ⑦転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること

## ④ 専門人材に関する要件

内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業し、次に掲げる事項の全てに該当すること

- ①勤務地が奈良県内に所在すること
- ②週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること
- ③当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること
- ④転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること
- ⑤目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと

## ⑤ テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること

- ①所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと
- ②移住先でテレワークにより勤務することとし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。
- ③内閣府地方創生推進室が実施する地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと

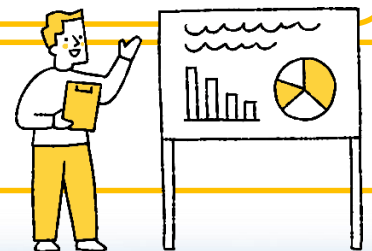
## ⑥ 関係人口に関する要件

次に掲げる①及び②に該当すること  
※詳細は市ホームページをご確認ください

- ①支給対象者の要件  
橿原市お試し滞在補助金の交付を受けた者、「誇れる郷土・かしはら応援寄附金」を転入する直前の5年間で2回以上寄附した者、橿原市が参加した移住イベントや移住セミナーに参加した者など
- ②地域の担い手確保の要件  
奈良県内で農林水産業に就業している者、市内で医療または福祉事業に就業（週20時間以上勤務に限る）している者

## ⑦ 起業に関する要件

起業支援金の交付決定を受けてから1年以内の申請であること



# 世帯の申請をする場合は、下記⑧の要件も満たすこと

## ⑧ 世帯に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること

- ①申請者及び申請者と共に移住した世帯員（以下「移住世帯員」という。）が、移住元において同一世帯に属していたこと
- ②申請者及び移住世帯員が、申請時において同一世帯に属していること
- ③申請者及び移住世帯員が、申請時において橿原市に転入後1年以内であること
- ④申請者及び移住世帯員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと
- ⑤申請者及び移住世帯員全員が、市税（橿原市及び移住元の市区町村が賦課する市区町村税）を滞納していないこと

※受付は先着順で、予算の上限に達し次第終了します。